

する場合、法第二条の十七の規定により指定を取り消された場合又は法第三条の二十一第二項の規定により厚生労働大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととなつた場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 試験事務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
- 二 試験事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

第二章 指定登録機関
(登録事務規程の記載事項)

第十五条 法第三条の二十五において準用する法第三条の七第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師の登録の実施等に関する事務(以下「登録事務」という。)を行う時間並びに休日に関する事項
- 二 登録事務を行う場所に関する事項
- 三 登録事務の実施の方法に関する事項
- 四 手数料の収納の方法に関する事項
- 五 登録事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 六 登録事務に関する帳簿及び書類並びにあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿及びきゅう師名簿(以下「名簿」という。)の管理に関する事項
- 七 その他登録事務の実施に関し必要な事項(帳簿の記載事項等)

第十六条 法第三条の二十五において準用する法第三条の十二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 各月における登録、名簿の訂正及び登録の消除の件数
- 二 各月におけるあん摩マツサージ指圧師免許証明書、はり師免許証明書又はきゅう師免許証明書(以下「免許証明書」という。)の書換え交付及び再交付の件数
- 三 各月の末日において登録を受けている者の人数

(登録状況の報告)

第十七条 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した

する場合、法第二条の十七の規定により指定を

報告書を厚生労働大臣に提出しなければならぬ。

い。

一 当該四半期における登録、名簿の訂正及び登録の消除の件数

二 当該四半期における免許証明書の書換え交付及び再交付の件数

三 当該四半期の末日において登録を受けている者の人数

(虚偽登録者等の報告)

第十八条 指定登録機関は、あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師(以下「施術者」という。)が虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたと考へるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 当該施術者に係る名簿の登録事項
- 二 虚偽又は不正の事実(試験に合格した者の氏名等の通知)

第十九条 厚生労働大臣は、指定登録機関に対し、試験に合格した者の受験番号、氏名、生年月日、住所、試験に合格した年月及び合格証書の番号を記載した書類を交付するものとする。(免許の取消し等の処分の通知)

第二十条 厚生労働大臣は、法第九条の規定により期間を定めて施術者の業務を停止し、その免許を取り消し、又は再免許を与えたときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

一 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所(準用)

二 処分の内容及び処分を行った年月日

第二十一条 第一条から第五条まで及び第十二条から第十四条までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定(第一条第一項第二号及び第二条第一項各号列記以外の部分を除く。)中「指定試験機関」とあるのは「指定登録機関」と、「試験事務」とあるのは「登録事務」と、第一条第一項中「十三第一項」と、同項第二号中「あん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゅう師国家試験(以下「試験」という。)の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)」とあるのは「登録事務」と、同條第二号中「書類」とあるのは「書類並びに名簿」と読み替えるものとする。

一 法第三条の二十一第二項」とあるのは「法第三条の二十五において準用する法第三条の二十二第二項」と、同條第二号中「書類」とあるのは「書類並びに名簿」と読み替えるものとする。

二 法第三条の二十一第二項」とあるのは「法第三条の二十五において準用する法第三条の二十二第二項」と、同條第二号中「書類」とあるのは「書類並びに名簿」と読み替えるものとする。

三 この省令は、平成二年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財团法人に関する法律の施行の日(平成二十一年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成二年九月一日厚生労働省令第一三九号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

3 改正法附則第三条に規定する厚生大臣の告示する日までの間は、第二章の規定は適用しない。

い。

附 則 (平成二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号)抄

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成三十一年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日厚生労働省令第二五号)抄

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成三十一年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四三号)抄

1 この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成二〇〇一年一月二八日厚生労働省令第一六三号)抄

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成二〇〇一年一月二八日厚生労働省令第一六三号)の施行の日(平成二〇〇一年一月二八日)から施行する。

附 則 (平成二一年九月一日厚生労働省令第一三九号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年九月一日厚生労働省令第一三九号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。